



福岡医発第 3354 号(地)
平成 28 年 3 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

精神病床に長期入院する患者の食事療養標準負担額に関する
経過措置に係る Q&A について

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額につきまして、原則食費として1食につき260円とされていた自己負担額が平成28年4月1日より360円（平成30年4月1日からは460円）に引き上げられることとなっており、それに伴い、「小児慢性特定疾病児童等」及び「指定難病患者」につきましては、現行の負担額が据え置かれる「減額の対象者」として規定されること、また、その際、あわせて平成28年3月31日において、既に1年以上継続して精神病床に入院している者であって、平成28年4月1日以降引き続き医療機関に入院する者の食事療養標準負担額が、経過措置として、当分の間改正前の規定が適用されることについては、平成28年3月3日付福岡医発第3193号(地)「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について（食事療養標準負担額等の改正）」にてご連絡申し上げたところであります。

今般、精神病床に長期に入院する患者の食事療養標準負担額の経過措置の取扱いに関し、厚生労働省保険局保険課等より日本医師会を通じて、別添のとおりQ&Aが示されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

精神病床に長期入院する患者の食事療養標準負担額に関する経過措置に係るQ&Aの送付について

（平28.3.10 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課）

(保 191)

平成 28 年 3 月 15 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

精神病床に長期入院する患者の食事療養標準負担額
に関する経過措置に係る Q & A について

平成 28 年 2 月 24 日付け日医発第 1089 号（保 174）「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について（食事療養標準負担額等の改正）」により、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について、原則食費として 1 食につき 260 円とされていた自己負担額が、平成 28 年 4 月 1 日より 360 円（平成 30 年 4 月 1 日からは 460 円）に引き上げられることとなっており、それに伴い、「小児慢性特定疾病児童等」及び「指定難病患者」につきましては、現行の負担額が据え置かれる「減額の対象者」として規定されたことをご連絡申し上げ、その際、あわせて、平成 28 年 3 月 31 日において、既に 1 年以上継続して精神病床に入院している者であって、平成 28 年 4 月 1 日以降引き続き医療機関に入院する者の食事療養標準負担額については、経過措置として、当分の間改正前の規定が適用される旨、ご連絡申し上げたところであります。

今般、精神病床に長期に入院する患者の食事療養標準負担額の経過措置の取扱いに関し、厚生労働省保険局保険課等より、別添のとおり、Q & A が示されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

精神病床に長期入院する患者の食事療養標準負担額に関する経過措置に係る
Q & A の送付について

（平 28.3.10 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課）

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 10 日

(別 記) 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

精神病床に長期入院する患者の食事療養標準負担額に関する経過措置
に係る Q & A の送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り
厚く御礼申し上げます。

標記の経過措置の対象となる具体的な場合に関する Q & A については、「精神
病床に長期入院する患者の食事療養標準負担額に関する経過措置に係る事務の
取扱いについて」（平成 28 年 2 月 19 日付け保保発 0 2 1 9 第 1 号・保国発 0 2
1 9 第 1 号・保高発 0 2 1 9 第 1 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険
課長・高齢者医療課長連名通知）において、追って通知することとしておりま
したが、今般、別紙のとおり Q & A を作成いたしましたので、御了知の上、貴
管下の会員等への周知につき特段の御配慮をお願いいたします。

問1 経過措置の対象となるには、「平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していること」が要件とされているが、複数の医療機関での入院期間を合わせると、1年以上継続して精神病床に入院していることとなる場合も、経過措置の対象となるのか。

(例) 平成27年1月31日～平成27年8月31日 A病院の精神病床に入院
平成27年8月31日～平成28年3月31日 B病院の精神病床に入院

(回答)

貴見のとおり。上記の例のように、平成28年3月31日における精神病床の入院患者が、それまで複数の医療機関の精神病床に継続して入院していた場合、同日において当該入院患者が入院している医療機関においては、当該医療機関に入院する前の医療機関における精神病床への入院日を把握し、経過措置の対象であるか否かを確認すること。

問2 経過措置の対象者であって低所得区分に該当する者が、平成28年4月1日以降、一般所得区分に変更となった場合、食事療養標準負担額としては、1食につき260円となるのか、それとも、1食につき360円となるのか。

(回答)

経過措置の対象者に適用される食事療養標準負担額については、平成28年4月1日に施行される見直し前の規定が適用されるため、見直し前の一般所得区分として、1食につき260円となる。

なお、経過措置の対象者であって一般所得区分に該当する者が、平成28年4月1日以降、低所得区分に変更となった場合、食事療養標準負担額としては、見直し前の規定により低所得区分の者に適用されている額となる。

問3 経過措置の対象者が、平成28年4月1日以降に、同一日において転退院した場合も経過措置は継続するとのことだが、転院先の医療機関において「療養病床」に入院した場合であって、当該者が65歳以上であるときは、生活療養標準負担額を求めるといふことでよいのか。

(回答)

貴見のとおり。この場合、平成28年4月1日に施行される見直し前の規定に基づく生活療養標準負担額を適用すること。

問4 経過措置の対象者が、平成28年4月1日以降に、同一日において同一の医療機関における他の病床に入院する場合も経過措置は継続するといふことでよいのか。

(回答)

貴見のとおり。なお、同一の医療機関における療養病床に入院した場合については、問3の回答も踏まえること。

(別記)

公益社団法人	日本医師会
公益社団法人	日本歯科医師会
公益社団法人	日本薬剤師会
一般社団法人	日本病院会
公益社団法人	全日本病院協会
公益社団法人	日本精神科病院協会
一般社団法人	日本医療法人協会
一般社団法人	日本社会医療法人協議会
公益社団法人	全国自治体病院協議会
一般社団法人	日本慢性期医療協会
一般社団法人	日本私立医科大学協会
一般社団法人	日本私立歯科大学協会
一般社団法人	日本病院薬剤師会
公益社団法人	日本看護協会
一般社団法人	全国訪問看護事業協会
公益財団法人	日本訪問看護財団
独立行政法人	国立病院機構
国立研究開発法人	国立がん研究センター
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人	国立国際医療研究センター
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター
独立行政法人	地域医療機能推進機構
独立行政法人	労働者健康福祉機構